



4月から 国民年金制度が改正されます

改正その1 月額保険料

改正前 13,300円 → 改正後 13,580円

改正その2 保険料割引制度

保険料の支払いは前納がお得！



平成17年度分の保険料を前納すると、次のような割引があります。

割引額

支払方法	前納	1年分	6カ月分
現金払い		2,890円	660円
口座振替		—	930円

月々の保険料も

口座振替の早割がお得！



月々の保険料を口座振替で前納すると、月額40円割引となる新サービス「早割」が導入されます。

●●●早割制度とは？●●●

保険料は通常、当月分を翌月末に納めますが、この制度では、当月分をその月に納める形となります。そのため「前納扱い」となり、割引になります。早割制度の申し込みをすると、初回の口座振替で2カ月分の保険料(従前の保険料と40円割引された保険料)が引き落としとなり、その後の毎月の保険料は40円割引となります。

※すでに口座振替で毎月納付をされている方で、早割への変更を希望する場合、社会保険事務所への申し込みが必要です。なお、保険料の半額免除の承認を受けている方は、通常の口座振替のみとなりますのでご承知ください。

改正その3 若年者納付猶予制度



30歳未満(学生を除く)で、本人および配偶者の収入が一定以下の場合、同居している世帯の収入にかかわらず、申請して承認されれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

承認期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。年金額に反映させるためには、保険料を10年以内に納付(追納)する必要があります。

改正その4 第3号被保険者の特例



第3号被保険者(厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者)の届け出の特例が認められます。

今までは、第3号被保険者の届け出が遅れたときには、2年前までしかさかのぼれず、それ以前の期間は「保険料未納の取り扱い」となっていました。

今回の改正では、**特例の届け出をいただくことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。**



問合せ

- 住民課 ☎557—7579
- 立川社会保険事務所 ☎523—0351

住宅防音工事



助成対象区域の見直しについて

—— 東京防衛施設局からのお知らせ ——

【見直しの背景】

国は、横田飛行場に係る住宅防音工事の対象区域である第一種区域については、昭和59年3月31日までに建築した住宅に対し、所有者ならびに居住者の方が希望した場合に、住宅防音工事の助成を行ってきました。

昭和59年から既に20年が経過しており、基地を使用する航空機の機種などが変わった結果、航空機騒音の状況に変化が見られ、国では、騒音の実態に即した助成対象区域の見直しを進めています。

【航空機騒音調査の結果】

国は、平成15年度に騒音調査を実施し、現在の区域を決定した昭和52年の調査と比較しました。主に、大型ジェット機の飛行回数が半減したことにより、全体的に騒音区域が縮小しているという結果になりました。

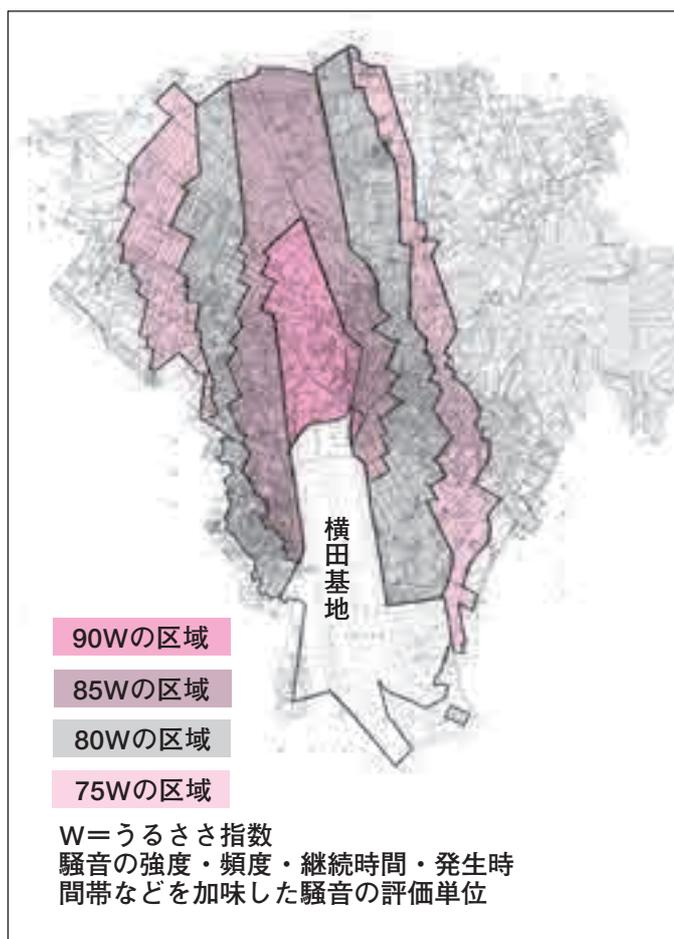
【今後の流れ】

- ①具体的な住宅防音工事対象区域を定めるための区域指定(案)を作成
- ②(案)について東京都知事から意見を聴取
- ③官報による告示

【経過措置について】

区域の見直しにより住宅防音工事対象区域から外れる場合の対応として、一定の経過措置期間を設け、住宅防音工事を実施することとしています。

現在の住宅防音工事対象区域



問合せ

- 東京防衛施設局事業部 施設対策第三課 ☎(048) 600-1821・1822
ホームページ <http://www.dfaa.go.jp/tokyo/index.htm>
- 横田防衛施設事務所 事業課 ☎551-0319

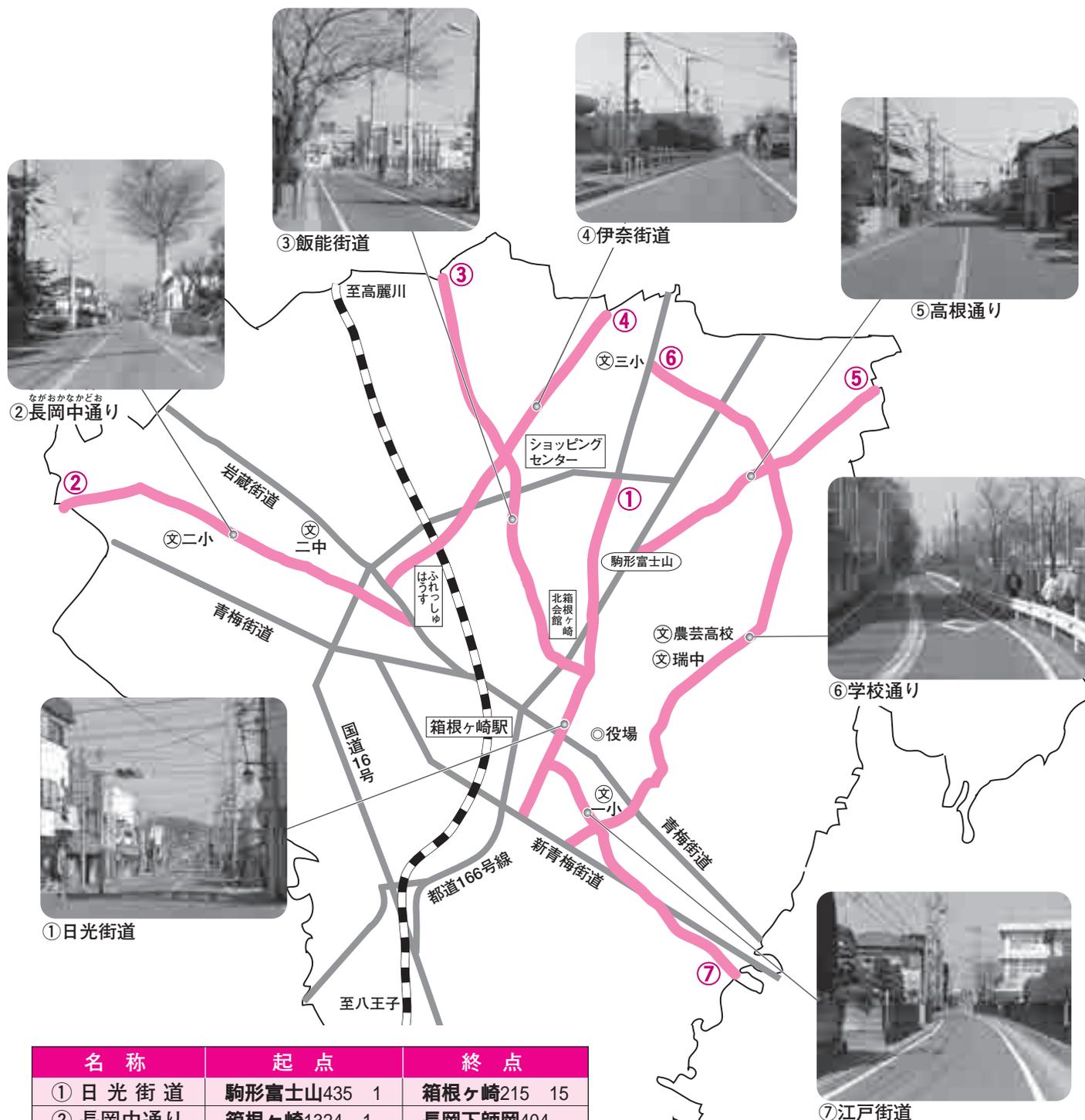
町では、対象区域の見直しにあたって、国は地元自治体との十分な協議を行うとともに、住民の理解を得ることが不可欠であると考えており、2月23日、東京都知事および関係各市町長連名で次のことを要請しました。

国が自ら地元住民への説明責任を果たし、地元の理解が得られるよう慎重かつ十分な対応を行うこと
地元自治体が毎年要請している対象区域指定値の改正など、騒音対策の充実を図ること

問合せ 企画課 ☎557-7476

町道の 道路名称 が決まりました！

道路名称検討委員会（地域住民代表者、知識経験者および町職員で構成）において、次の7路線の名称が決定しました。町では今後、皆さんに親しんでいただけるよう、名称板を設置していきます。



名称	起点	終点
① 日光街道	駒形富士山435 1	箱根ヶ崎215 15
② 長岡中通り	箱根ヶ崎1324 1	長岡下師岡404
③ 飯能街道	二本木414 1	箱根ヶ崎71
④ 伊奈街道	箱根ヶ崎653 13	二本木485 1
⑤ 高根通り	駒形富士山193 1	駒形富士山1 6
⑥ 学校通り	二本木714 2	武蔵60 3
⑦ 江戸街道	箱根ヶ崎192 1	殿ヶ谷768 1

問合せ 建設課 ☎557-7641

臨時職員の募集

内容 役場庁舎の警備、宿日直業務（警備、戸締り、電話受付など）

対象 50歳から63歳位までの方

勤務時間

▶宿直……午後5時～
翌朝午前8時30分

▶宿日直…午前8時30分～
翌朝午前8時30分

勤務日（月平均）

▶宿直……8日

▶宿日直…4日

申込み 4月14日(木)までに、自筆の履歴書（写真添付）を総務課へ提出してください。

☎557-0614

届いていますか？

ごみ・資源物収集カレンダー

4月から1年間のごみ・資源物カレンダーは、3月中旬以降、全家庭と事業所に配布しました。

届いていない場合と、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語版の説明書が必要な方は、生活環境課までお越しください。

ごみ収集品目の組み合わせが一部変わります



ごみの排出容量が多い容器包装プラスチックを毎週収集するために、組み合わせで収集する品目が、週ごとに変わります。また、有害ごみはビン・カン類との組み合わせになりました。

ごみ・資源物収集カレンダーをご確認の上、ごみを出してください。

問合せ 生活環境課 ☎557-7706

「ジョイフル本田グローバルホームセンター瑞穂」 建設事業に係る環境影響評価書案を 公示・縦覧します

評価書案の内容について、環境保全の見地からご意見のある方は意見書を提出することができます。

問合せ 生活環境課 ☎557-0544

縦覧期間 4月11日(月)～5月10日(火)
(土・日曜日、祝日は除きます)

縦覧時間 午前9時30分～午後4時30分

縦覧場所

- ▶ 瑞穂町 生活環境課
- ▶ 瑞穂町図書館
- ▶ 武蔵村山市 生活環境部環境課
- ▶ 東京都環境局 都市地球環境部環境影響評価課
(都庁第二本庁舎8階)
- ▶ 東京都多摩環境事務所 管理課
(東京都立川合同庁舎4階)

縦覧期間中、評価書案の内容について、事業者による説明会が次のとおり行われます。

① **日時** 4月15日(金) 午後2時～4時
場所 町民会館ホール

② **日時** 4月21日(木) 午後7時～9時
場所 武蔵村山市民会館ホール

■説明会の問合せ

つくば商業都市開発(株)

☎ (0298) 21-7830

■意見書の提出・問合せ

①事業名 ②氏名 ③住所（都外在住で、都内在勤・在学の方はその旨を明記） ④環境保全からの意見を記入の上、5月25日(水)までに、持参か郵送（消印有効）により、次のところへ

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎8階

東京都環境局 都市地球環境部環境影響評価課 ☎ (03) 5388-3440